

災害時における被災者支援に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会江戸川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談・手続業務
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）外国人の在留資格等に関する相談
- （7）その他行政書士法に定める業務に関する相談

2 前項の規定による要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた江戸川区内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）前号に該当する者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認められた者

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による要請を受けた場合、乙は可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条第1項の規定に基づく甲の要請に協力したときは、その活動を報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(連絡責任者)

第8条 本協定の実施にあたって、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者(相互の連絡、連携等を主に行う者をいう。)を各々定めなければならない。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和2年7月28日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年7月28日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区瑞江一丁目19番11号

東京都行政書士会江戸川支部

支部長 石井 修一